2．月間の契約変更件数

種別		変更前	変更後	件数
自社内変更		特定小売供給	その他の小売供給	
		その他の小売供給	特定小売供給	
離脱		特定小売供給	その他の小売電気事業者からの供給	
受入		その他の小売電気事業者からの供給	特定小売供給	

備考　1　再点とは、契約の相手方による新たな電気の使用を前提とした内線設備の工事を伴わない開始申込をいう。

2　新設とは、契約の相手方による新たな電気の使用を前提とした内線設備の工事を伴う開始申込をいう。

3　廃止とは、契約の相手方による電気の使用廃止を前提とした内線設備の工事を伴わない廃止申込をいう。

4　撤去とは、契約の相手方による電気の使用廃止を前提とした供給設備の工事を伴う廃止申込をいう。

5　その他の小売供給とは、当該みなし小売電気事業者が供給する、特定小売供給以外の小売供給をいう。

6　その他の小売電気事業者とは、当該みなし小売電気事業者以外の小売電気事業者をいう。

7　検針日が月末ではないこと、需要家によつて検針日が異なること等の理由により、一月分の販売電力量等の管理を暦月とは異なる期間を用いて行つている場合には、販売電力量等の管理に用いている期間を用いて月ごとの合計値を算出して記載すること。

8　1．及び2．の件数の欄には、報告月の月ごとの合計を記載すること。

9　用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

○国土交通省令第四十六号

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十三条の二第一項、第二十三条の七第一項第二号、第二十三条の三十六第五項、第二十三条の三十七第一項、第二十八条の二及び第二十九条の四の規定に基づき、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年四月二十八日

国土交通大臣　石井　啓一

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

（登録船舶職員養成施設の課程を修了した者に対する学科試験の免除）

第五十五条　次条に規定する登録船舶職員養成施設の発行する修了証明書を添えて申請したときは、次の表の上欄に掲げる登録船舶職員養成施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める海技試験又は当該海技試験（船橋当直三級海技士（航海）試験及び機関当直三級海技士（機関）試験を除く。）に係る資格より下級の資格に係る海技試験（機関限定として内燃機関に限定した資格に係る海技試験を除く。）については、これより下級の機関限定として内燃機関に限定した資格に係る海技試験について学科試験のうちの筆記試験を免除する。ただし、当該海技試験の開始期日前に当該養成施設の課程を修了した日から起算して十五年を経過する場合は、この限りでない。

［略］	［略］
次条第一号ル又は第二号リの登録船舶職員養成施設	内燃機関六級海技士（機関）試験

（登録船舶職員養成施設の区分）

第五十六条　法第十三条の二第一項の登録船舶職員養成施設は、次に掲げる登録船舶職員養成施設の区分に従い、船舶職員の養成を行う。

一　［略］

二　第二種養成施設（その養成を目的とする海技士の資格に係る海技試験について第二十五条に規定する乗船履歴を有する者（修了時において当該海技試験について同条に規定する当該乗船履歴を有することとなる者を含む。）を対象とする養成施設をいう。以下同じ。）

［イ～チ　略］

リ　内燃機関六級海技士（機関）第二種養成施設（その海技免許について機関限定として内燃機関に限定した六級海技士（機関）の養成を目的とする第二種養成施設をいう。）

改正前

（登録船舶職員養成施設の課程を修了した者に対する学科試験の免除）

第五十五条　次条に規定する登録船舶職員養成施設の発行する修了証明書を添えて申請したときは、次の表の上欄に掲げる登録船舶職員養成施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める海技試験又は当該海技試験（船橋当直三級海技士（航海）試験及び機関当直三級海技士（機関）試験を除く。）に係る資格より下級の資格に係る海技試験（機関限定として内燃機関に限定した資格に係る海技試験を除く。）については、これより下級の機関限定として内燃機関に限定した資格に係る海技試験について学科試験のうちの筆記試験を免除する。ただし、当該海技試験の開始期日前に当該養成施設の課程を修了した日から起算して十五年を経過する場合は、この限りでない。

［同上］	［同上］
次条第一号ルの登録船舶職員養成施設	内燃機関六級海技士（機関）試験

（登録船舶職員養成施設の区分）

第五十六条　法第十三条の二第一項の登録船舶職員養成施設は、次に掲げる登録船舶職員養成施設の区分に従い、船舶職員の養成を行う。

一　［同上］

二　第二種養成施設（その養成を目的とする海技士の資格に係る海技試験について第二十五条に規定する乗船履歴を有する者（修了時において当該海技試験について同条に規定する当該乗船履歴を有することとなる者を含む。）を対象とする養成施設をいう。以下同じ。）

［イ～チ　同上］

［号の細分を加える。］